

13 鶴岡市防災会議運営規程

平成 17 年 10 月 1 日

訓令第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、鶴岡市防災会議条例（平成 17 年鶴岡市条例第 14 号）第 5 条の規定に基づき、鶴岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

(専決処分)

第 3 条 会長は、防災会議を招集する暇がないときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項のうち次に掲げる事項について、専決処分をすることができる。

- (1) 鶴岡市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急の措置を講ずること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、あらかじめ防災会議において決定された設置基準に従って、市長に意見を述べること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(その他)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。